

消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

第7回

倒産手続



園部 厚 Sonobe Atsushi

東京簡易裁判所民事第9室 簡易裁判所判事

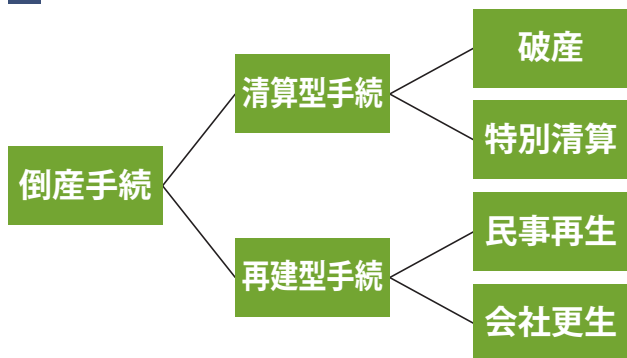
倒産手続

一般の個人や商売をしている者が、経済的に破綻^{はたん}して、弁済期の到来した貸金等債務の支払が困難になった場合に行われる裁判所の手続として、**倒産手続**があります。その倒産手続には、債務者の総財産を換価（現金化）して、総債務を弁済して清算する**清算型手続**と、債務者の財産を基礎として経済活動を維持し、それによって生み出される収益によって、債権者に弁済する手続である**再建型手続**があります。清算型手続としては**破産**及び**特別清算**があり、再建型手続としては**民事再生**及び**会社更生**があります。

そのほかに、貸金等の債務の支払不能に陥るおそれのある債務者（特定債務者）について、一般の民事調停の特例としての**特定調停手続**があり（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律）、その手続によって経済的に破綻した者の経済的再生を図ることができます。

ここでは、清算型手続としての破産と、再建型手続の民事再生について説明をします。

図 倒産手続の種類



破産（破産法）

破産手続の目的

破産手続は、支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算をすること等によって、債務者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、これによって、①債務者財産等の適正かつ公平な清算と、②債務者について経済生活の再生の機会の確保を図るものです（1条）。

破産手続の開始

破産手続は、債務者に破産手続開始の原因（支払不能^{*1}又は債務超過^{*2}）があることを主張する、債務者又は債権者の申立てにより始まり（18条・19条）。

裁判所が、申立書類の審査や債務者の審尋等をして、申立ての適法性や破産手続開始の原因（15条・16条）等の存在を確認し、それらの要件が満たされれば、破産手続開始決定をすることになります（30条1項）。

破産手続開始の決定は、その決定時から効力を有し（30条2項）、破産者が手続開始時に有していた財産は債権者への配当の原資となる「破産財団」を構成し（34条）、その管理処分権は、開始決定と同時に選任される破産管財人（31条1項）に専属することになります（78条1項）。債権者は、「破産債権者」として、破産手続によらなければ権利行使ができなくなり（100条1項）、破産手続開始時までに破産財団に属する財産に対して強制執行や保全処分がなされていたとし

*1 債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態

*2 債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態



消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

ても、その効力を失うこととなります(42条2項)。

破産債権確定手続

破産手続開始前の原因に基づいて発生した破産者に対する債権は、「破産債権」と呼ばれ(2条5項)、破産手続を通じて弁済(配当)を受けることとなります。

破産債権については、破産債権者が届出をし(111条)、届出があった債権は、債権調査期間又は期日における調査の対象となり、破産管財人や他の届出債権者からの異議がなければ、その内容どおり確定し(124条1項)、その旨が破産手続において作成される破産債権者表に記載されると、確定判決と同一の効力が生ずることとなります(124条2項・3項)。異議等があった場合は、当該債権を有する破産債権者は、その額等の確定のため、裁判所に対して破産債権査定申立てを行うことができ(125条)、これらの手続を経て債権の有無及び額等が確定されることとなります。

抵当権等担保権は別除権^{※3}とされ(2条9項)、破産手続によらずに担保権の実行手続によって目的物を換価して優先的に配当を受ける地位を有しますが(65条)、別除権の行使によって弁済を受けることができない債権額(不足債権額)について、破産債権者として権利を行使することができます(108条1項)。

破産財団管理手続

破産管財人は、破産手続開始と同時に破産財団の占有管理に着手したうえで(79条)、財産を換価し、債権者への配当財団の形成に努めることとなります。

また、破産管財人は、本来破産財団に属すべき財産が破産者の詐害行為(破産債権者を害することを知ってした行為)により第三者に移転されていた場合、否認権を行使して破産財団に復するようにし(160条～176条)、本来第三者に

属すべき財産が破産財団中に混入していた場合には、第三者からの取戻権の行使(62条～64条)に応じることとなります。

さらに、別除権の行使としての担保権の実行や財団債権としての財団の管理費用等に対する随時弁済(148条～152条)が終了すると、最後に残った金銭が配当の原資(破産財団)となります。

破産終了手続

破産管財人は、破産財団を換価して得た金銭を、債権調査を経て確定した破産債権に対して、その順位及び額に応じて平等の割合で分配するため、配当手続を実施します。配当の種類としては、最後配当(195条)、簡易配当(204条)、中間配当(209条)等があります。

配当が完了すると、破産管財人は債権者集会等において計算報告を行い(88条・89条)、裁判所が破産手続終結の決定をして(220条1項)、破産手続を終了することとなります。

破産者の破産財団の換価が終了し、債権者に配当すべきものが残らない場合、破産管財人は、債権者集会等においてその旨の計算報告をし、これについて裁判所が、破産債権者の意見を聴取した後、破産手続廃止決定(217条)をして破産手続を終了させます。これを「異時廃止」と呼びます。

自然人^{※4}である破産者については、配当ができなかった債務が破産手続終了後に残存する場合、それらの債務についての責任から債務者を解放するための手続として**免責手続**(248条～254条)があります。

同時廃止事件

破産手続開始時の破産者の財産がわずかで、それらを換価しても破産手続の費用(破産管財人の報酬等)にも至らないような場合、裁判所は、破産手続開始と同時に破産手続を終了する旨の決定(廃止決定)を行うこととなります

※3 破産手続開始の時ににおいて破産財団に属する財産につき特別の先取特権、質権又は抵当権を有する者がこれらの権利の目的である財産について行使することができる権利

※4 法律上の概念で、権利・義務の主体となる個人のこと



消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

(216条1項)。これを「同時廃止」と呼びます。

民事再生(民事再生法)

民事再生手続の目的

民事再生手続は、経済的に窮地にある「再生債務者(2条1号)」が、その業務の遂行権及び財産管理・処分権を原則として維持しながら再生計画を立案し、法定多数の債権者の同意による可決及び裁判所の許可を受けた再生計画に基づいて、債権者との間の民事上の権利関係が調整されることとし、それによってその事業又は経済生活の再生を図ることを目的とするものです(1条)。

再生手続の開始

債務者が支払不能(法人の場合は債務者がその財産をもって債務を完済できない債務超過を含む)である破産手続開始の原因事実が生ずるおそれがあるとき、又は事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務の弁済をすることができないときは、民事再生手続開始の申立てをすることができます(21条)。

申立てがあると、裁判所は、手続開始原因(21条)及び棄却事由(25条)の存否等について審理し、開始事由の存在及び棄却事由の不存在が認められるときは、再生手続開始決定をします(33条)。

開始決定がなされると、再生債権者は再生計画の定めによらなければ債務の弁済等を受けられなくなり(85条1項)、既にされていた再生債権に基づく強制執行等の手続は中止されます(39条1項)。

再生債務者財産の調査・確保

再生債務者等(再生債務者又は管財人が選任されている場合は管財人[2条2号])は、再生債務者に属する一切の財産につき再生手続開始時における価額を評定し、その結果である財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出します(124

条)。また、再生債務者等は、再生手続開始に至った事情、再生債務者の業務及び財務の経過・現状等についての報告書を裁判所に提出し(125条1項)、再生債務者の財産状況を再生債権者に報告するために、債権者集会で報告するなどします(126条1項)。

再生債権の調査確定

再生手続に参加しようとする再生債権者(86条1項)は、原則として、再生手続開始決定と同時に裁判所が定めた再生債権の届出期間内に、債権の内容・原因等を裁判所に届け出なければなりません(94条1項)。再生債権者から届出があった債権は、認否書^{*5}(101条)による認否及び届出債権者の書面による異議(102条1項)の対象となり、それらの異議等がなければ、届出の内容どおりに確定し、その旨が再生債権者表に記載されると、再生債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を生ずることになります(104条)。異議等のあった債権は、債務名義^{*6}がない債権の場合は、査定の裁判(105条)・査定の裁判に対する異議の訴え(106条)という手続を経て、債務名義がある債権の場合は異議者側からの訴訟手続(109条)を経て、それぞれ債権の確定が図られます。

抵当権等の担保権は、別除権とされ、再生手続によらずに担保権の実行方法によって権利行使をすることができます(53条)。

再生計画の決議・認可

債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に再生債務者等から再生計画案が提出されると(163条1項)、裁判所は、再生計画案に不認可事由(174条2項)がある場合等を除いて、再生債権者の決議に付する決定をすることになります(169条1項)。そして、再生計画案が再生債権者の法定多数の同意を得て可決された場合には、裁判所は、計画内容を調査したうえで、再生計画の認可又は不認可の決定をします(174条1項・

^{*5} 再生債務者等が、債権届出期間内に届出があった再生債権について、その内容及び議決権についての認否を記載したもの

^{*6} 強制執行の前提となる給付請求権の存在や内容を公証する文書。民事執行法22条に規定されている



2項)。

再生計画認可決定が確定すると、再生計画に定められた再生債権については、その定めどおりに権利変更の効果が発生します(179条)。

再生手続の終結

再生手続は、原則として再生計画認可の決定が確定した時点で終結しますが、監督委員が選任されている場合には、再生計画が遂行されたとき、又は認可決定が確定後3年を経過するまで、管財人が選任されている場合には、再生計画が遂行されたとき、又は再生計画の遂行が確実であると認められるときまで継続します(188条)。

個人再生手続

1. 小規模個人再生手続

小規模個人再生は、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある個人債務者で、担保権がない再生債権等の総額が5000万円を超えない者を対象とする手続です(221条1項)。この場合、再生債権を原則3年(最長5年)で分割弁済することを内容とする再生計画案を作成します(229条)。再生計画案の最低弁済額は100万円以上となります(231条2項3号・4号)。

再生計画案の議決は、債権者集会を開くことなく、書面による決議で行われます(230条)。回答期間内に再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者が、議決権者数の半数に満たず、かつ、その議決権の額が議決権者の議決権の総額の2分の1を超えないときは、再生計画案の可決があったものとみなされます(230条6項)。可決された再生計画案については、裁判所は、不認可事由が認められる場合を除き、再生計画案の認可決定をします(231条1項)。

再生計画案が否決されたときは、再生手続が廃止され(237条1項)、再生債務者に破産原因があるときは、裁判所は、職権で破産手続開始決定をすることができます(250条1項)。

2. 給与所得者等再生手続

給与所得者等再生は、小規模個人再生の対象者のうち、一般のサラリーマンなど、将来の収入が確実かつ容易に把握できる者を対象とする手続です(239条1項)。年収で20%を超える変動がある場合には、収入の変動が小さいとはいえ、対象にはなりません(241条2項7号イ)。

再生債務者の収入や家族構成等を基礎に再生債務者の可処分所得を算出し(241条2項7号)、その2年以上の額を弁済原資に充てることを条件として、再生計画の成立に必要な再生債権者の決議が省略され、再生債権者の同意を得ることなく、小規模個人再生よりも、手続が簡素・合理化されています。

再生計画案が提出されると、裁判所は、原則として、再生計画案を認可すべきかどうかについての届出再生債権者の意見を聴き(240条1項)、債権者からの不認可事由を具体的に記載した書面が提出されたときは、個人再生委員に調査を命ずるなどの方法で不認可事由の有無を判断し、不認可事由が認められる場合を除き、再生計画の認可決定をします(241条1項)。

住宅資金特別条項

住宅ローンを抱えた個人債務者が、できる限り住宅を手放さずに経済的再生を果たすことができ、債権者としても破産の場合より多くの債権回収を図れることを目的として、民事再生手続に、住宅資金貸付債権に関する特則が設けられました(196条～206条)。

住宅資金特別条項を定めた再生計画案の認可決定が確定したときは、住宅・敷地抵当権についても再生計画の効力が及ぶものとされています(203条1項)。また、住宅資金特別条項によって権利変動を受けた債権者が再生債務者の保証人等に対して有する権利についても、再生計画の効力が及び(203条1項)、保証人等の保証債務の内容も住宅資金特別条項どおりに変更されません。